

中間報告書

令和5年12月28日

前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会

委員長 鈴木 克 昌

副委員長 吉 野 晶

委 員 村 越 芳 美

目 次

第1章 調査の概要

第1 第三者委員会と調査の方法等

- 1 第三者委員会の設置の経緯及び目的
- 2 当委員会の所掌事項
- 3 委員会の構成
- 4 本調査の期間及び当委員会の開催日程（中間報告時点）
- 5 本調査の方法

第2 本調査の前提と限界

- 1 本調査全体に関する前提と限界
- 2 本中間報告における留意事項

第2章 アンケートの概要

第1 職員アンケートの概要

第2 業界団体向けアンケートの概要

第3章 委嘱事項に対する当委員会の現時点での調査結果

第1 委嘱事項（1）

- 1 事件の実態把握とそのために用いる資料
- 2 今回の前副市長事件と前回元課長補佐事件との対比
- 3 刑事事件の経過
- 4 事案把握の現状
- 5 前副市長事件における予定価格教示行為の特徴
- 6 令和4年の入札制度の変更と前副市長事件の関係
- 7 談合の有無
- 8 市長の責任
- 9 業界団体へのアンケート、市民への情報提供の呼びかけ

第2 委嘱事項（2）

- 1 検証にあたっての方針
- 2 前橋市の契約事務における事業者の適正な選定に関する検証
- 3 その他事務の適正な執行に関する検証

第3 委嘱事項（3）

- 1 前橋市のコンプライアンス、再発防止に向けた取組
- 2 前橋市の取組に関する検証
- 3 再発防止に向けた新たな取組、制度の提言

第4章 今後の予定

第1章 調査の概要

第1 第三者委員会と調査の方法等

1 第三者委員会の設置の経緯及び目的

前橋市においては、令和3年4月7日に、前橋市職員が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下、「官製談合防止法」という。）違反」及び「公契約関係競売入札妨害」の疑いで逮捕されるという事件が発生した（以下、「元課長補佐事件」という。）。その直後の同月12日、前橋市は、同事件の原因の分析及び再発防止策を検討するため、事件の原因分析及び再発防止策の検討を所掌事項とする「前橋市官製談合原因究明調査委員会」を設置した。同委員会は、令和4年2月に、前橋市長に対して「前橋市官製談合事件原因分析及び再発防止に関する意見書」を提出し、前橋市は同意見書において示された内容をもとに、再発防止策等の検討・実施を行うこととなった。

しかしながら、その後の同年11月、同委員会の委員長を務めていた前橋市の戸塚良明前副市長（令和2年4月1日副市長に就任。令和4年10月31日辞任。以下、「戸塚前副市長」という。）が、「官製談合防止法違反」及び「公契約関係競売入札妨害」の疑いで逮捕されるという事態が発生した（後に、「収賄」の疑いでも逮捕。）（以下、「前副市長事件」という。）。

このような事態を受け、前橋市職員による官製談合、公契約関係競売入札妨害、収賄などの行為の再発を防止するために前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会設置条例（以下、「設置条例」という。）に基づき設置されたのが、前橋市官製談合再発防止対策第三者委員会（以下、「当委員会」という。）である。

なお、元課長補佐事件と前副市長事件は、発覚の時期自体には約1年半の差があるが、両事件は同時期にほぼ並行して起きているものである（元課長補佐事件は令和2年6月26日から同年12月1日までの間に入札実施時期がある指名競争入札を巡って発生、前副市長事件は令和2年6月1日から令和3年1月26日までの間に入札実施時期がある指名競争入札を巡って発生。）。

2 当委員会の所掌事項

当委員会の所掌事項は、次に掲げる事項を所掌してその結果を前橋市長に報告することである（設置条例第2条）。

- (1) 戸塚前副市長による官製談合防止法並びに公契約関係競売入札妨害及び収賄に抵触するおそれがある事案の実態把握に関すること
- (2) 前橋市の契約事務における事業者の適正な選定その他事務の適正な執行の検証に関すること
- (3) 前橋市のコンプライアンスの取組の検証及び再発防止に向けた取組の検証に関すること

3 委員会の構成

当委員会は、以下の委員から構成される。

委員長 弁護士 鈴木 克昌

副委員長 弁護士 吉野 晶

委員 弁護士 村越 芳美

なお、委員のうち、村越芳美は、令和3年度及び令和4年度において前橋市学校問題対策専門委員を務めていたが、委員就任時点においては退任している。

その他、前橋市と委員との間には、利害関係はない。

4 本調査の期間及び当委員会の開催日程（中間報告時点）

当委員会は、これまで、令和5年4月1日から同年12月28日までの間、調査を実施した。

また、当委員会は、以下の日程で、委員会ないし定例会等を開催した。

令和5年 4月 1日	第1回委員会開催
令和5年 4月11日	第1回定例会開催
令和5年 4月19日	第2回定例会開催
令和5年 5月 8日	第3回定例会開催
令和5年 5月29日	第4回定例会開催
令和5年 6月15日	第5回定例会開催

令和5年 6月23日	第6回定例会開催
令和5年 7月 6日	第7回定例会開催
令和5年 7月19日	第8回定例会開催
令和5年 7月31日	第9回定例会開催
令和5年 8月 8日	経過報告会開催
令和5年 8月25日	第10回定例会開催
令和5年 9月11日	第11回定例会開催
令和5年 9月25日	第12回定例会開催
令和5年10月13日	第12回定例会開催
令和5年10月23日	水道整備課長に対するヒアリングを実施
令和5年10月27日	下水道整備課長に対するヒアリングを実施
令和5年10月31日	第13回定例会開催
令和5年11月13日	第14回定例会開催
令和5年11月27日	第15回定例会開催
令和5年12月12日	第16回定例会開催
令和5年12月21日	第17回定例会開催
令和5年12月25日	公営企業管理者に対するヒアリングを実施
同日	副市長に対するヒアリングを実施
同日	市長に対するヒアリングを実施

5 本調査の方法

当委員会は、以下の方法により、調査を実施した。

(1) 関連資料の確認・分析

当委員会は、調査を行う上で必要な範囲で、前橋市の条例、規則、要綱、契約関係資料、入札関係資料等の確認・分析を行った。

なお、当委員会設置の発端となった戸塚前副市長に関わる刑事事件記録については、戸塚前副市長の公判が終了していないことから閲覧が不能となっており、確認することができていない。

(2) 刑事裁判の傍聴

戸塚前副市長に関する官製談合事件の刑事裁判を、適宜、傍聴し、事案の把握を行った。

(3) アンケート等調査

ア 職員アンケートの実施

任期付職員及び再任用職員を含む全職員¹を対象に、アンケート調査を実施した。

対象となる職員は1843名であるところ、期限内に回答がなされた件数は1275件、回答率は69.2%である。

イ 業界団体向けアンケートの実施

市内の建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の関係業者が加入する9つの業界団体を対象に、アンケート調査を実施した。

期限内に全ての業界団体から回答を得ることができた。

ウ 近隣中核市照会の実施

近隣の12の中核市を対象に、携帯電話の利用に関するアンケート調査を実施した。

期限内に11の市から回答を得ることができた。

エ 一般市民を対象とした情報提供の依頼

幅広い情報や意見を集めるため、一般市民を対象に、情報提供等を依頼するアンケートフォームを作成し、公開した。なお、現時点において、寄せられた情報は1件のみであった。

(3) 関係者に対するヒアリング

当委員会は、以下のとおり、ヒアリングを実施した。その他、契約監理課及び行政管理課の職員に対しては、定例会開催時にその都度必要事項の確認・調査を行った。

令和5年10月23日	水道整備課長
令和5年10月27日	下水道整備課長
令和5年12月25日	公営企業管理者

¹ 技能労務職、保育所に勤務する保育士（所長を除く）、市立前橋高校及び市立幼稚園に勤務する教員、消防署に勤務する消防吏員、会計年度任用職員、交流職員を除く。

令和5年12月25日	市長
令和5年12月25日	副市長

なお、戸塚前副市長とともに逮捕・起訴されたA社の元代表取締役a氏（以下、「a」という。）に対してもヒアリングを依頼したが、協力を得られなかった。B社の元代表取締役b氏（以下、「b」という。）に対しては、現在、当委員会からの接触を試みているところである。

戸塚前副市長に関しては、現在刑事裁判が係属中であるため、ヒアリングを実施することができていない。

第2 本調査の前提と限界

1 本調査全体に関する前提と限界

当委員会は、「5 本調査の方法」記載のとおり調査を行い、前橋市から提供を受けた資料、当委員会が実施したアンケート調査等の結果及びヒアリングにより得られた対象者の供述などに基づき、実態の把握、検討、評価を行った。

当委員会は、当委員会において実施した調査に基づき報告を行うものであるが、当委員会は強制的な調査権限を持つものではないため、その調査の範囲・方法には自ずと限界がある。当委員会による調査は全て関係者の任意の協力に基づき行われたものであるから、仮に今後関係機関による法令上の権限に基づく強制捜査等が行われるなどし、当委員会が判断の基礎とした調査結果に事実と異なる内容が含まれることが判明した場合には、事実認定が変更される可能性があることを留保しておく。

2 本中間報告における留意事項

本中間報告は、令和5年12月27日までに当委員会において実施した調査に基づき明らかになった事項を前提として行うものである。

そのため、同日以降に実施した調査等により、新たな事実等が判明した場合には、最終報告時点における事実認定や報告等が変更される可能性があることも留保しておく。

第2章 アンケートの概要

当委員会が実施した職員アンケート及び業界団体向けアンケートの概要を報告する。

なお、アンケート結果の詳細及び分析結果の報告は、最終報告時に行うことを予定している。

第1 職員アンケートの概要

職員を対象としたアンケートは、契約事務の従事状況、私用の携帯電話の利用状況、公用の携帯電話の利用状況、来課記録簿の利用状況、データ管理の状況、公益通報制度の認知状況、業務の改善に関する意見等をその内容とし、合計90の質問を準備して実施した。

なお、いずれについても、前橋市において入札等に関する制度改革が行われた「令和4年4月1日以降」の状況について回答するよう求めて得られた回答である。

本中間報告に関連するアンケート結果に関しては、該当部分にアンケート結果を抜粋して記載することとする。

第2 業界団体向けアンケートの概要

市内の建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の関係業者が加入する9つの業界団体を対象として、公共工事等の入札の実態及び実情、公共工事等の入札の公正を確保するための方策に関する意見、団体内における談合防止や不正の働きかけ防止のための活動状況、談合や入札制度の改善点に関する意見等を聴取するアンケートを実施した。

第3章 委嘱事項に対する当委員会の現時点での調査結果

第1 委嘱事項（1）

1 事件の実態把握とそのために用いる資料

設置条例第2条は、当委員会への委嘱事項を定めているが、その(1)は、「官製談合防止法違反事案の実態把握に関する事」としている。

これは、戸塚前副市長に対する、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害、受託収賄、加重収賄、収賄被告事件の実態を把握し、その実態をあきらかにすることである。

このために当委員会がもちいた資料は、読み上げられた起訴状の他、公判を傍聴した市職員の傍聴メモ、それに、委員自身が同公判を傍聴して把握した事実である。

2 今回の前副市長事件と前回元課長補佐事件との対比

前橋市では、令和3年4月、当時総務部契約監理課課長補佐であった薊礼二職員が官製談合防止法違反、及び、公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕、起訴され、情報漏洩を受けた事業者の代表とともに有罪となった。

第1章、第1、1項で指摘したとおり、両事件は、発覚、検挙された期日こそ1年半ほどの間隔が空いているものの、対象となる入札が行われ、予定価格が漏洩された時期や贈収賄が行われた時期は、ほとんど重なっている。

すなわち、元課長補佐事件で容疑の対象となった入札は令和2年6月から令和2年12月にかけて行われ、これに関連して贈収賄の対象となったビール券の贈答行為も令和2年3月から令和2年12月の間に行われた。

これに対し、今回の前副市長事件の起訴事実は以下のとおりである。

① 指名競争入札の実施状況

No	入札日	工事名	工事場所	予定価格	落札価格	落札率	落札業者
1	R2.6.1	上川淵地区 配水管布設替工事（施震第3号）	山王町一丁目地内	16,490,000	16,100,000	97.6%	B社
2	R2.6.26	粕川地区 配水管布設替工事（施道第2号）	粕川町深津、粕川町女淵地内	20,960,000	20,500,000	97.8%	A社

3	R2.9.9	桂萱地区 溝蓋設置工事 (道水第7号)	東片貝町、西片 貝町三丁目地内	21,420,000	21,000,000	98.0%	B社
4	R2.10.13	農業水路等長寿命化・防災 減災事業 荒砥北部地区 パイプライン弁類改修工事 (第2号)	西大室町、下大 屋町地内	13,530,000	13,100,000	96.8%	B社
5	R3.1.26	上川淵地区 配水管布設替 工事 (施道第20号)	朝倉町地内	20,870,000	20,200,000	96.8%	B社

(金額は税抜価格)

② 物品等の収受の状況

No	時期	目的	内容
1	R2.5	公共工事の予定価格を事前に教えてもらいたいという趣旨	芋焼酎1本
2	R2.6	配水管工事などの指名競争入札で予定価格を漏らした謝礼と今後も便宜を受けたいという趣旨	マスクメロン2個、 米焼酎1本 (16,940円相当)
3	R2.9	公共工事の予定価格を事前に教えてもらいたいという趣旨	芋焼酎1本
4	R2.10	配水管工事などの指名競争入札で予定価格を漏らした謝礼と今後も便宜を受けたいという趣旨	贈答用の上州牛 (10,800円相当)
5	R2.12	以前の便宜の謝礼	芋焼酎1本 (20,015円相当)
6	R3.2	配水管工事などの指名競争入札で予定価格を漏らした謝礼と今後も便宜を受けたいという趣旨	贈答用の上州牛 (10,800円相当)

※No1 と No3 の小計：芋焼酎2本（販売価格 29,815円相当）

以上のとおり、入札は令和2年6月から令和3年1月にかけて行われ、贈収賄容疑の対象とされている芋焼酎やメロンの贈答行為は令和2年5月から令和2年12月にかけて行われており、ほぼ時期が重なっている。

両事件の相互関係は不明であるが、令和2年から令和3年にかけて、前橋市において複数名の職員による予定価格漏洩、収賄行為が行われていたことを示すもので

あって、当時の前橋市の公共工事等の入札事務が大きな問題をはらんでいたことが推測される。

3 刑事事件の経過

(1) 逮捕、起訴の経過

令和4年11月4日、戸塚前副市長は、aに入札における予定価格を漏らしたとして、官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害罪で逮捕され、同日、aも、公契約関係競売入札妨害罪で逮捕された。両名は同年11月25日、同罪名で起訴された。

その後、同年11月28日、戸塚前副市長は、bに対して入札における予定価格を漏らしたとして官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害罪で2回目の逮捕をされ、bも公契約関係競売入札妨害罪で逮捕された。両名は同年12月19日、同罪名で起訴された。

同年12月19日には、戸塚前副市長は、bに対して予定価格を漏らしたとして官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害罪で3回目の逮捕をされ、bも公契約関係競売入札妨害罪で逮捕された。両名は、令和5年1月6日起訴されている。

令和5年1月6日、戸塚前副市長は、bから予定価格の漏洩の依頼とその謝礼として物品を受領したとして、加重収賄、単純収賄で4回目の逮捕をされ、bは贈賄容疑で逮捕された。両名は、同年1月27日、戸塚前副市長は、加重収賄、受託収賄、単純収賄で、bは贈賄で起訴されている。

(2) 公判の経過

令和5年1月17日、戸塚前副市長とaに対する第1回公判が開かれ、戸塚前副市長は官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害罪について認め、aは公契約関係競売入札妨害罪について認めた。これを受けて公判は分離され、aに対しては、同年2月9日の公判を経て、同年3月15日、公契約関係競売入札妨害罪で懲役1年執行猶予3年の刑が言い渡された。

bに対しては、同年3月3日公契約関係競売入札妨害罪、贈収賄事件で第1回公判が開かれ、bは起訴事実を認め、同年4月18日の第2回公判を経て同年6月15日、bに対して懲役1年6月、執行猶予3年の刑が言い渡された。

戸塚前副市長に対する公判は、分離後、令和5年4月24日、公判が開かれ、戸塚前副市長は官製談合防止法違反、契約関係競売入札妨害は認め加重収賄、受託収賄、単純収賄は賄賂性を否認した。

その後、令和5年9月4日、同年9月7日、同年10月5日、同年11月9日、同年12月27日、公判期日が開かれ、現在も継続している。

4 事案把握の現状

中間報告時点で、戸塚前副市長に対する公判はまだ継続中である。また、情報漏洩を受けた側のaに対する公契約関係競売入札妨害事件、同じく情報漏洩を受けたbに対する公契約関係競売入札妨害、贈賄事件は、判決が言い渡され、確定しているものの、裁判記録の閲覧要請に対して、検察庁は、戸塚前副市長に対する公判が継続中であるとして応じなかったため、公判の傍聴で聞き取った事実より詳しい証拠類を閲覧することはできていない。

したがって、事案の把握についても、ある程度の不十分さが残ることは否めないが、現時点で把握できた事実をもとに整理することとする。

なお、bは戸塚前副市長に対し、高級焼酎やメロン等を贈与しており、bに対する判決ではこれを賄賂として贈賄罪を認定しているが、戸塚前副市長は賄賂性を争っており、裁判所の判断はまだ出ていない。

ここでは、少なくとも、利害関係を有する者からこのような物品の贈与を受けることは入札の公正性に疑念を生じさせるものであって、好ましくないといわざるを得ないことを付言する。

5 前副市長事件における予定価格教示行為の特徴

本件で、戸塚前副市長はaに本件工事の予定価格を教示したが、戸塚副市長は本件工事以外にも複数の工事についてaに予定価格の教示を行っていた。これらは、戸塚前副市長が市長選挙において現市長の応援をしてくれたaに対する見返りの趣旨が反映したものと言える。

他方、aは予定価格の教示を受けて入札を有利に運ぼうとただだけでなく、予定価格の教示を受けていることを、参入しようとしていた競合他社に対して降りるように言って利用した。

予定価格の教示が談合とわかちがたく結びついていることを示している。

他方、bは市長選挙で当選した現市長と対立する候補を熱心に応援していた。そして、そのことで、現市長の応援をしていた戸塚前副市長の不興を買った上、その後、令和2年4月、戸塚前副市長が副市長に任命され、入札業務を含む総務部門を指揮監督する職務についたこともあり、今後の入札において不利益な扱いをうけることを懸念していた。そして、令和2年5月頃、配水管布設替工事の指名通知を受けたことで、確実に落札したいと考え、戸塚前副市長に予定価格を教示してもらおうと考えたが、それには、手ぶらとはいかないと考え、焼酎を供与するに至り、それ以降の贈賄行為に発展していったとされている。

他方、戸塚前副市長も、それまでbに便宜を図っていたのに、市長選挙でbが対立候補を応援したことを快くは思っていなかったものの、ここでbに恩を売ることによって次の選挙で応援してもらえると考えて価格漏洩に応じたとされる。入札における不正が今後の選挙における支持を拡大するための道具として使われていたことが示されている。

また、戸塚前副市長は、以前の公営企業管理者在職中もbに対して予定価格の教示を行っており、さらには、公営企業管理者を退職した後の無役となっている間も、元部下に連絡して予定価格を聞き出し、bに対して教示を行っていた。

また、戸塚前副市長はa、b以外の業者に対しても、予定価格の開示を行っていたことを認めている。

こうしたことは、戸塚前副市長の個人的資質によるものだけではなく、職場に予定価格の漏洩を許容する雰囲気があったことを意味し、予定価格の漏洩が、頻繁に行われていたおそれもある。

先輩、後輩という関係性から価格漏洩が行われることは人間関係として分からなくはないが、厳しく排除していかなければ公正は保たれないことを自覚すべきである。

6 令和4年の入札制度の変更と前副市長事件の関係

今回の事件（前副市長事件）は、いずれも、令和4年の事件を受けた制度変更よりも前の出来事である。

予定価格の漏洩や贈収賄行為が行われた時期は、まだ指名競争入札であった時期

であり、また、当時予定価格は事後公表であった。しかし、前橋市は、令和3年の元課長補佐事件の発覚を受け、入札制度を大幅に変更した。重要な変更点は、指名競争入札をやめて一般競争入札にしたこと、また、予定価格を事前公表にしたことである。

いずれも、秘密情報を減らして入札の公平性を確保するとともに、条件を簡素化して参入を促進することをはかったものである。

これによって、今回のような予定価格の漏洩による競売の妨害の恐れは大きく減少されたのではないかと言える。

戸塚前副市長は、元課長補佐事件を受けた「前橋市官製談合原因究明調査委員会」の委員長を務め、この制度変更を主導したものである。それ以前の行為とはいえ、みずからが調査した事案に類似する行為を行っていたことについて、どのように考えていたのであろうか。

それはともかく、今回の前副市長事件は、前述のとおり、元課長補佐事件と入札自体の時期はほぼ同じであり、制度変更の前の事件である。したがって、制度変更には不足する点があることを示すものではない。

7 談合の有無

本件では、A社、B社とも、あらかじめ業者間で談合を行い、入札においてA社、B社がそれぞれ落札をする業者として予定されていたというものであり、だからこそ、最低制限価格を下回って不調となったり、逆に予定価格を大幅に上回って落札ができなかったりする事態を防ごうとして、戸塚前副市長から予定価格を聞き出そうとしたと指摘されている。

さらに、aに対する公契約関係競売入札妨害事件においては、aは、戸塚前副市長から予定価格を伝えられたことで、入札上有利になったということに加え、aがこれを発注者側の幹部から伝えられていることから、A社が落とせと言われているとした上でこれに従わなければ不利になるとして、他の業者が第1順位で落札するのを諦めさせる効果を有していたとしている。

したがって、業者間に根深い談合体質があるとともに、競争が行われなかったこととなり、市民の利益が実際に害されていることが示されている。

このように、業界の談合体質は根強いものであり、また、談合が行われているか

らこそ、予定価格が漏洩されると、予定価格を教えてもらっている人が優先されることとなる。

また、bは、これまでも、予定価格をジェスチャーで教えてもらったとか、もっと上、もっと下などと教えてもらったなどと供述しており、以前から行われていたことを認めている。

したがって、談合を意識的に排除していかなければ、またすぐに同じようなことが起こってしまいかねない。

8 市長の責任

2項で指摘したとおり、元課長補佐事件と前副市長事件は、対象となる行為の時期が、令和2年から令和3年にかけての時期でほぼ重なっている。このことは、当時の前橋市の公共工事の入札事務に大きな問題があったことを示唆するものであると同時に、この時期は、令和2年2月に行われた市長選挙において現市長が再選（3選）された直後の時期であり、しかも戸塚前副市長が、現市長によって副市長に任命された時期である。

戸塚前副市長は、この令和2年2月の市長選挙において現市長を応援して選挙運動を行っていたのに対し、bは対立候補を応援していたため、現市長の3選を受けて、bが工事の受注において不利益になるのではないかと危惧したことが贈賄行為のきっかけになっているという事情がある。

今回の調査では、市長に関与の有無や心当たりがないか尋ねたが、明確に否定している。現市長は今回の前副市長事件の発覚を受けて自らに減給等の処分をし、任命責任を明らかにしているが、それを越えた、事件を誘発した要因や不正防止のための対策の遅れを示す事情は、確認できていない。

本件では、戸塚前副市長に対する刑事裁判が終了しておらず、事件の証拠等の閲覧が未了であるので、今後、刑事事件の終了を受けて刑事記録の閲覧が可能になった段階で、さらに調査を進める予定である。

9 業界団体へのアンケート、市民への情報提供の呼びかけ

今回、委員会では、前橋市内の公共工事の入札に関連する業界団体に対するアンケートを実施した。これに対する回答でも具体的な指摘は認められなかった。

また、本件に関して、市民に対して情報提供をもとめたところ、類似事案の情報提供はなかったが、本件に関連しての情報提供があった。

この点については引き続き調査する予定である。

第2 委嘱事項（2）

1 検証にあたっての方針

当委員会が設置された経緯（前副市長事件）に鑑み、設置条例第2条第2号「本市の契約事務における事業者の適正な選定その他事務の適正な執行の検証に関すること」との所掌範囲を、当委員会が検討するにあたっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、「適正化法」という。）を参照することとした。

適正化法は、公共工事に関して、国が地方自治体の長による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）を定める義務が規定されており（同法第17条第1項。この適正化指針においては、同法第17条第2項でその内容が明らかになっている。）、これに基づいて令和4年5月20日閣議決定により定められた最新の適正化指針が存在している。そのため、最新の適正化指針の内容の実現の程度等が検証評価の基礎となると考えられた。

なお、適正化法は、公共工事に関するものであって、物品及び役務提供契約に関して適用されるものではない。もっとも、同法第1条の趣旨は、物品及び役務提供契約においても妥当するものと言える。また、適正化指針の基本的な考え方²は、物品及び役務提供契約の適正化を考える上でも変わるところがない。そこで、物品及び役務提供契約に関する事務を検証するにあたっても、公共工事に関する適正化法及び適正化指針に準じて検証評価することに合理性があると判断したところである。

以上のとおりであるので、適正化法第三章「不正行為等に対する措置」、同法第四章「適正な金額での契約の締結等のための措置」及び同法第17条第1項に基づく適正化指針を参照しつつ、検証評価することとした。

² 適正化指針では、「公共工事は、その多くが経済活動や国民生活の基盤となる社会資本の整備を行うものであり、その入札及び契約に関していやしくも国民の疑惑を招くことのないようにするとともに、適正な施工を確保し、良質な社会資本の整備が効率的に推進されるようにすることが求められる。公共工事の受注者の選定や工事の施工に関して不正行為が行われれば、公共工事に対する国民の信頼が大きく揺らぐとともに、不良・不適格業者が介在し、公共工事を請け負う建設業の健全な発達にも悪影響を与えかねない。」とされている。

2 前橋市の契約事務における事業者の適正な選定に関する検証

(1) 前副市長事件との関係での検証

設置条例第2条第2号では、「本市の契約事務における事業者の適正な選定」を特に例示して検証対象とするよう指定されている。

特に例示をした趣旨は、前橋市においては、令和3年度までの時点において（前副市長事件があった令和2年度当時を含む。）、建設工事の一部（設計金額130万円超～5000万円未満）等において、指名競争入札制度が採用されていたことから³、戸塚前副市長がA社、B社との癒着があったのではないかという疑義、すなわち事業者の選定にあたっての公正性が歪められたのではないかという疑義の検証を求めるところにあるものと考えられた。

この点に関し、（これまでに確認できた刑事公判での証言等によれば）aに対して戸塚前副市長が予定価格を漏示する経緯や、bが戸塚前副市長に接近して同前副市長が予定価格を漏示する経緯として共通しているのが、令和2年2月9日に実施された市長選挙でのa、bの選挙応援のありようが背景にあったようである。これを前提として、前記の疑義、すなわち戸塚前副市長の所為によって事業者選定の公正性が歪められていた事実があったと仮定すれば、前記同日に実施された市長選挙の前後において、A社、B社の指名件数や落札件数に変動が生じていた可能性（選挙後に指名率が高まること、あるいは、落札率が高まること）が推測される。

そこで、この推測が実証されるか否かについて、前記選挙日前後概ね1年間程度の指名競争入札に関し、A社⁴及びB社⁵の実績を整理した。

整理した結果を見ると、A社に関してもB社に関しても、いずれも指名数や落札数について変動があったと評価できるほどの数的な変化は見られなかった。

したがって、前副市長事件に関連して、前橋市の契約事務における事業者の適正な選定に関し、公正性が歪められる事態は生じていたと評価できる事象は確認できなかった。

³ 資料前橋市契約監理課作成の「前橋市の入札契約制度の概要」p6参照

⁴ A社に関して資料参照。選挙前の指名9件、落札1件、選挙後の指名13件、落札2件で変動と評価できる変化はなかった。

⁵ B社に関して資料参照。選挙前の指名48件、落札5件、選挙後の指名45件、落札5件で変動と評価できる変化はなかった。

(2) 一般的な契約事務での事業者選定に関する検証

ア 公共工事に関して

適正化指針第2、2(1)において、公共工事における公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関する指針が規定されている。そのうち、事業者の適正な選定との関係では、一般競争入札の適切な活用、総合評価落札方式の適切な活用、一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件の整備が挙げられている。これらの制度は、指名競争入札制度と対比した場合、事業者間の競争性がより強く確保され、談合すべき事業者を業界内で特定することが困難になることを念頭に挙示されているものと考えられる。

そこで、前橋市における公共工事に関して、適正化指針にある一般競争入札の適切な活用等の規定がどう反映されて整備されているのか検討することとした。

前副市長事件が発覚したのは令和4年11月のことであった。もっとも、そこで問題とされた公共工事の入札手続(指名競争入札)は、いずれも令和2年度(令和2年6月から令和3年1月にかけて)のものだった。

ところで前橋市では令和3年度において元課長補佐事件が立件され有罪判決が下される事態が生じていた。元課長補佐事件で問題とされた公共工事の入札手続(指名競争入札)があったのは、前副市長事件で問題とされた入札手続と同時期の、令和2年度のことであった。

そして、この元課長補佐事件に関連して前橋市では、官製談合原因究明調査委員会が設置され、同委員会から、令和4年2月4日付で「前橋市官製談合事件原因分析及び再発防止に関する意見書」が提示された。同意見書を踏まえ、前橋市において入札制度全般の見直しが実施された結果、令和4年4月1日からは、公共工事に関して指名競争入札制度がすべて廃止され、契約金額130万円以下の公共工事を除き、すべての公共工事が一般競争入札で実施されることとなった⁶。契約金額、契約種別に応じて条件付き一般競争入札(総合評価落札方式)と低入札価格調査制度の組み合わせ、簡易型条件付き一般競争入札(事後審査方式)と最低制限価格制度の組み合わせが実施されることとなっていた⁷。

そのため、当委員会が設置された令和5年度の時点では、過去の二度にわたる

⁶ 資料前橋市契約監理課作成の「前橋市の入札契約制度の概要」p6参照

⁷ 資料。「契約事務フロー」

官製談合事件で舞台となっていた指名競争入札制度が一扫されており、適正化指針第2、2（1）にある、公共工事における公正な競争を促進するための入札及び契約の方法の改善に関する施策として、一般競争入札の適切な活用等が十分に実施されているものと評価された。

イ 物品及び役務提供契約に関して

物品及び役務提供契約に関しては、前橋市において、元課長補佐事件発生後も現在に至るまで指名競争入札制度が維持されている⁸。繰り返しにはなるが、適正化指針は、公共工事に関する指針であるから、物品及び役務提供契約に関する契約事務の在り方そのものを規律するものではない。そのため、公共工事と並んで、物品及び役務提供契約の入札事務についても、一律に指名競争入札を廃止する対応を取ることが必須であるということとはできない。翻って、前橋市においては、物品及び役務提供契約に関する官製談合事件は生起しておらず⁹、談合情報が寄せられるなどした事実も見られないから、制度変更を検討する基礎となる事実がないようにも思える。

そうすると、物品及び役務提供契約に関する事務において、必ずしも指名競争入札の廃止を検討することが必須であるというわけではないものの、地方自治法上、一般競争入札が原則的な制度であることが掲げられていることを踏まえると、物品及び役務提供契約に関しても、契約事務の公正性を制度的に担保する目的のもと、一般競争入札の適用範囲を拡大することは考えられなくはない。あるいは、前橋市において採用されている既存の指名競争入札制度における競争性を十分に確保するという観点から、予定価格に応じた指名者数を現状より増加させること、ないしはいわゆる公募型指名競争入札¹⁰を導入することなど、公正な競争を促進する観点での対応体制の検討（ブラッシュアップ）は考えられるものといえる。

3 その他事務の適正な執行に関する検証

設置条例第2条第2号においては、「その他事務の適正な執行に関する検証」を求

⁸ 資料前橋市契約監理課作成の「前橋市の入札契約制度の概要」p6参照

⁹ 資料参照。前橋市入札談合等関与行為防止マニュアル（3）入札談合等関与行為防止法違反刑事事件の例の記述参照。

¹⁰ 契約ごとに事業者の入札参加意欲を確認し、物品であれば簡便な調達実績や能力資料（役務提供であれば過去実績、遂行技術資料）などの提出を求めたうえで指名を行うものを念頭に置いている。

められているところであるが、前副市長事件が未公表の予定価格を漏示する態様であったことのほか、指名競争入札で指名されていた事業者の業界団体内部での談合の存在がうかがわれることを踏まえ、適正化指針で示された内容のうち、情報の公表、第三者機関の活用について検証する。

適正化指針第2、1(1)「入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報の公表」として、具体的に公表することを基本とすべき事項が13項目列記されているところ、前副市長事件の態様を踏まえ、①予定価格及びその積算内訳の公表の状況、②最低制限価格を定めた場合における当該価格の公表の状況、③指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由の公表の状況、④談合情報を得た場合等の取扱要領の公表の状況について順に検討する。

(1) 予定価格及びその積算内訳の公表の状況

ア 予定価格の公表

前記の通り、元課長補佐事件を契機として令和4年2月4日付で出された「前橋市官製談合事件原因分析及び再発防止に関する意見書」に基づき、入札制度の改正整備が行われたのちに、前副市長事件が発覚したものである。

上記意見書に基づき、公共工事においては、令和2年度当時の制度（予定価格の事後公表）が廃止され、令和3年5月17日以降、予定価格が事前公表されることになっている。

これは、入札前に事業者にとって把握し得ない情報（予定価格）があることによって、事業者から当該情報の漏示の働きかけを産むという弊害を除去する対応であり、予定価格の事前公表制度が導入された経緯や適正化指針の内容に照らして、有用な制度改正がなされたものと積極的に評価される。

ところで、予定価格の事前公表は、公表された予定価格が目安となり、事業者間の競争が制限され、落札価格が高止まりになりうること、建設業者の見積努力を損なわせかねないこと、入札談合がかえって容易に行われかねないことなどの不都合を指摘されることがある（適正化指針第2、4(5)参照）。しかし、当委員会が入札制度改正後の入札状況等の資料を確認しても、事業者間の競争が不当に制限されている実情の存在までは看取されず、落札価格が高止まりになったという事象も顕在化していないようである。

また、建設業者の見積努力を損なわせかねないという事象に対しては、入札者全社に対して、適正化法第12条に基づく見積内訳書の提出を求めてその内容を確認する運用が取られているから、望ましくない事態を回避するための必要な対応は取られているとあってよい。

加えて、入札談合が容易に行われる可能性の排除という観点では、発注者である前橋市として、談合等があった場合の指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。）措置を公表して事業者の談合を忌避する姿勢を明確にしているほか、談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるときに、提出された内訳書の内容を比較検討する運用が実施されている。この点に関しては、元課長補佐事件そして前副市長事件の双方が現実に生起していたとされる令和2年度時点において、談合の可能性が疑われる入札であると察知できず、結果として令和3年度、令和4年度になって事後的に発覚したという事実経過に鑑み、次項で検討する「積算内訳」に関し、対応を検討すべきといえる。

イ 積算内訳の公表

前橋市においては、公共工事において積算内訳の公表は実施されていない（前橋市建設工事等の発注見通し等の公表に関する要綱第3条別表には、「積算内訳」との項目がない。）。

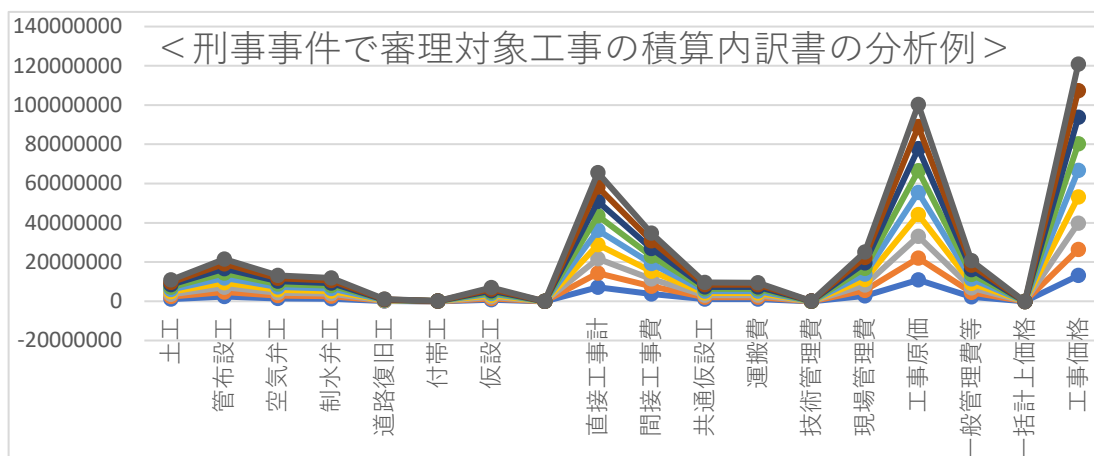
もともと、前橋市では、元課長補佐事件を受け、令和3年5月17日から、適切な積算を行わない事業者を排除するため、積算内訳書の比較分析を実施して確認する対応体制を強化しているところである¹¹。

もともと、前副市長事件との関係では、適正化法第13条に「不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。」とあることに照らし、提出されている積算内訳書の記載内容を、談合が認定された過去の事案の談合手法や談合が行われた際の積算内訳書の傾向等との比較分析するなどの対応を整備することが望ましい。現在においても、談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われる場合には、このような積算内訳書の検討がなされている運用があるようだが、談合排除の観点にたつて積算内訳書の内容確認を行うことを明示し、無作為抽出等による定期的な監

¹¹ 資料前橋市契約監理課作成の「前橋市の入札契約制度の概要」参照

視・検討する旨を前橋市談合疑義事実処理マニュアルのなかに整備すること等を検討すべきものといえる。

参考までに、戸塚前副市長とB社との間での官製談合があるとして刑事事件で審理されている工事のうち、一つの入札積算内訳書を当委員会で分析したものは、次図のとおりであって、不自然な数値変化傾向（例えばグラフがまったく交差し



ウ 物品及び役務提供契約に関して

前橋市において物品及び役務提供契約に関し、予定価格は非公表（入札前後を問わず公表されない。）である。契約の適正性を事後的に検証可能とするものの合理性は否定できないから、入札後の予定価格公表は検討に値するものといえる。

(2) 最低制限価格の公表

最低制限価格は、入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうるといわれている（適正化指針第2、4（5）参照）。

前橋市においても、公共工事においては、上記弊害を回避するために入札後の公表とされていたが、従来、最低制限価格の算定そのものは入札前に行われており、したがって職員が事前に最低制限価格を把握できる可能性があったところである。

しかし、元課長補佐事件を契機とした制度改正に伴って、令和3年5月17日

以降の競争入札では、変動型最低制限価格制度¹²が導入されており、現在においては、入札前の段階では誰もが最低制限価格を知りえない制度設計となっており、入札後において初めて算定される最低制限価格が公表されることとなった。

これは、入札前に事業者にとって把握し得ない情報（最低制限価格）があることによって、事業者から当該情報の漏示の働きかけを産む弊害を除去する目的に即した有用な制度だと積極評価される制度である。

なお、物品及び役務提供契約においては、最低制限価格は設定されている場合であっても非公表である。契約の適正性を事後的に検証可能とすることの合理性は否定できないから、入札後の公表は検討に値する可能性があるといえる。

（3）指名停止に関する情報の公表

適正化指針においては、指名停止（一般競争入札において一定期間入札参加を認めない措置を含む。以下同じ。）を受けた者の商号又は名称並びに指名停止の期間及び理由の公表を行うことが指摘されている。

前橋市においては、指名停止措置に関する情報の公表範囲（商号、指名停止期間、理由）が工事等業者指名停止措置要綱（公共工事）及び物品の製造等業者指名停止措置要綱（物品及び役務提供契約）で公表されているところである。

なお、元課長補佐事件を契機として、令和4年4月1日から、指名停止期間の最長期間が12カ月から36カ月へと加重されており、違約金額も10分の1から10分の2へ加重されている。

このように加重された不利益の存在を公表することで、談合等不正行為を行った場合に事業者には課される不利益の程度や内容が事業者にとって具体的に予測可能となるところであり、加重された不利益の存在は談合等不正行為の事実上の抑止効果につながるものと評価できる。

（4）談合情報を得た場合等の取扱要領の公表

前橋市においては、前橋市談合情報対応マニュアルが存在しており、公表されている。

また、元課長補佐事件を契機に令和4年8月1日に同マニュアルが改正されており、公共工事だけでなく、物品及び役務提供契約を追記したほか、対応手続の

¹² 最低制限基礎額にランダムに発生する係数（0.995～1.005）を乗じた額を最低制限価格とする制度である。

明確化を図ったものとなっている。これについては体制整備として有用だと評価される。

もともと、前副市長事件を受けて同マニュアルを再検討すれば、そこで定められた対応手続は、事業者の不正行為の指摘を伴うものであることとあいまって、相応に重厚な手続となっているように思われ、このマニュアルに従った対応を行うことへの一定のハードルが存在するように思われる。

そこで、令和5年4月1日に施行された前橋市談合疑義事実処理マニュアル（入札参加者等から提出された入札関係書類等から談合等不正行為が疑われるものに関するマニュアル）の活用が有用と考えられる。ただし、同マニュアルは、重厚な手続となっている前橋市談合情報対応マニュアルを準用していることから、前記のとおり積算内訳書に対する無作為抽出等の定期的な監視・検討を盛り込むことや、疑義事案に関してより機動的に対応できるマニュアルへと発展させること（例えば、無作為抽出等で発覚した疑義事案について、当該入札手続に参加した事業者に対し事情を聴取する手法の策定など）も検討されてよいと思われる。

（5）第三者機関の意見の適切な反映

適正化指針第2、1（2）において、公共工事に関して、入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策の内容ア～ウが示されている。

ア 入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること

イ 当該第三者機関又はその構成員が抽出し、又は指定した公共工事に関し、一般競争参加資格の設定の経緯、指名競争入札に係る指名及び落札者決定の経緯等について審議を行うこと

ウ 上記ア及びイの事務に関し、報告の内容又は審議した公共工事の入札及び契約の理由、指名及び落札者決定の経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと。

前橋市においては、前橋市入札監視委員会設置要綱が定められており、適正化指針に対応する所要の措置が講じられている。

もともと、同要綱第2条第1号は適正化指針の前記アに対応し、同要綱第2条

第2号及び同第3号は適正化指針前記イ及びウに対応しているように読める。同要綱の他の条項と合わせて読めば、入札及び契約手続の運用状況について報告を受けた内容について、適正化指針前記ウにある「不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合において、必要な範囲で、各省各庁の長等に対して意見の具申を行うこと」ができるものと理解できるが、端的に適正化指針に沿った内容を同要綱第2条の中で明確にし、入札監視委員会の役割を明示する工夫がなされてもよいと考えられる。

また、前橋市入札監視委員会運営要領では、前記要綱第2条第1号の報告を行うための資料として、入札契約に関しては、入札方式別発注工事等総括表、入札方式別発注工事等一覧表が掲げられているに過ぎないが、令和3年5月17日から積算内訳書の内容確認を行う運用が存在することを踏まえると、談合排除の観点に立ち、積算内訳書の無作為抽出等による定期的な監視・検討を行うための積算内訳書の分析表（前図参照）などを追記する工夫も検討されるべきである

なお、物品及び役務提供契約に関しては、第三者機関の活用がなされていないようである。公共工事における第三者機関活用の趣旨は、物品及び役務提供契約にも通用するところであるから、今後、前橋市入札監視委員会の所掌事務の範囲を、物品及び役務提供契約の入札契約手続にまで広げることが現在検討されているとのことであるので、その実現を期すべきである。

5 談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項に関する検証

設置条例第2条第2号「本市の契約事務における事業者の適正な選定その他事務の適正な執行の検証に関すること」との所掌範囲として、当委員会が設置された経緯（前副市長事件）に鑑みると、適正化指針第2、3において示されている「談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項」も検証の対象に含まれているものと考えられる。

この点、前橋市においては、すでに、談合情報に関する公正取引委員会への通知に関する諸制度が整備されており（適正化法第三章参照。前橋市公正入札調査委員会設置要綱、前橋市談合情報対応マニュアルなどのほか、令和5年2月1日施行の前橋市入札・契約事務に関する不当な情報提供要求対応要領など）、適正な事務の執行体制は整っているものと評価できる。

なお、適正化法第四章「適正な金額での契約の締結等のための措置」として同法第13条の措置を講じることが義務化されているところ、諸条例、要綱、要領等を見渡した時、同法第13条前段「その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止」するための諸制度は整備されていると考えられるが（低入札価格や最低制限価格に関する制度設計参照）、同法第13条後段「不正行為を排除するため」に事業者から提出される積算内訳書（同法第12条）を確認する等の措置を定めた制度が存在しないようである。

確かに、談合情報が寄せられた場合等談合の可能性が疑われるとき、積算内訳書の内容を比較検討する対応はとられているが¹³、前副市長事件を受けてその対応をさらに進めるため、談合排除の観点に立ち、積算内訳書の無作為抽出等による定期的な監視・検討を行うための積算内訳書の分析（積算内訳書の記載内容を、談合が認定された過去の事案の談合手法や談合が行われた際の積算内訳書の傾向等との比較分析するなどを含む。）を行う制度の導入（前橋市談合疑義事実処理マニュアルの改訂など）が検討されてよいと考える。

¹³ 国土交通省土地・建設産業局建設業課長平成26年12月25日「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）」4項参照。

第3 委嘱事項（3）

1 前橋市のコンプライアンス、再発防止に向けた取組

（1）前橋市のコンプライアンスに関する取組、体制

前橋市のコンプライアンスの体制は、以下のとおりとなっている。

ア 前橋市コンプライアンス推進委員会

- ・設置時期：平成22年9月
- ・設置の目的：前橋市職員のコンプライアンスを推進することにより、市民に信頼される行政運営に資することを目的として設置。

・委員会の組織

委員長：副市長

副委員長：総務部長

委員：未来創造部長、水道局長、消防局長、教育委員会事務局教育次長、職員課長、行政管理課長、情報政策課長、水道局経営企画課長、消防局総務課長、教育委員会事務局総務課長

専門委員：学識経験を有する者（弁護士、大学教授等）

・所掌事項

- ①コンプライアンス行動指針に関すること。
- ②法令違反、事故等の不祥事防止対策に関すること。
- ③公益通報に関すること。
- ④職務の公正な遂行を妨げる働きかけに関すること。
- ⑤その他委員会が必要と認める事項

・コンプライアンス指導員（すべての部長職員）

【コンプライアンス指導員の責務】

- ①コンプライアンス行動指針の推進、啓発等を行うこと。
- ②法令違反、事故等の不祥事防止に向けた対策を講じること。
- ③法令違反、事故等を認識したとき、速やかに委員会に報告するとともに是正措置及び再発防止策等を講じること。
- ④前橋市職員等の公益通報に基づく調査への協力及び職員への指導を行うこと。

イ 前橋市コンプライアンス行動指針

- ・策定期期：平成23年1月（令和4年6月最終改正）
- ・策定の目的：管理職の強いリーダーシップのもと、前橋市すべての職員が、全体の奉仕者であるという自覚と公私にわたる高い倫理観を持ち、元気に働く事のできる職場環境づくりにともに取り組んでいくことにより、市民の信頼回復に努めるため。

ウ コンプライアンス面談

- ・導入時期：平成23年1月
- ・面談の方法
 - ①人事評価調書の作成にあわせてチェックリストによるチェックを実施。
 - ②対象職員の一次評価者は、対象職員の人事評価における面談の終了後に、対象職員が作成提出したチェックリストによるチェックの実施状況を確認する。
- ・実施時期：人事評価の面談にあわせて実施。
 - ①正規職員：期首面談（4月）、中間評価（9月）、期末面談（2～3月）
 - ②会計年度任用職員：11月

エ 内部公益通報

- ・導入時期：平成18年4月（公益通報者保護法に基づく職員等からの通報に関する処理の指針）
- ・窓口
 - ①内部窓口：行政管理課
 - ②外部窓口：石原・関・猿谷法律事務所 石原栄一弁護士

オ その他コンプライアンスの推進に関する取組

- ・服務規律に関する通知の発信

職務の基本となる「全体の奉仕者として公共の利益のために、全力を挙げて勤務する」ことを職員に繰り返し認識させるため、各部課長宛に服務規律の確保等について通知し、所属職員への指導の徹底を依頼している。特に、不祥事が発生した際には、改めて注意を促す通知を適宜発信している。
- ・情報セキュリティの確保
 - ①情報セキュリティの意識向上
 - ②情報セキュリティ確保にかかる確認の実施

③個人情報の適正な取扱い及び管理に関する通知

・交通安全研修

新規採用職員（消防職を除く。）及び全所属の管理職を対象に交通安全研修を実施。

・公務員倫理研修

新規採用職員、主任昇格者、技能労務職員、新任係長を対象に、公務員としての自覚を促し、倫理に対する意識を高めるため、内部講師による公務員倫理研修を実施。

・職員向けコンプライアンス研修

全所属の管理職を対象に実施。

(2) 前橋市職員による官製談合事件を受けた取組、制度改革の状況

前橋市においては、元課長補佐事件を受け、以下のような取組、制度改革が実施されている。

ア 全庁共通の制度

時期	内容	
R4. 4. 1	談合等不正行為の厳罰化	指名停止期間：最大12月→36月へ 違約金：請負代金額1/10→2/10へ
R4. 8. 1	談合情報専用電話の設置	談合情報の通報先の明確化とともに不正行為防止のため、24時間対応可能な電話の設置
	談合情報対応マニュアルの改正	談合情報対応マニュアルに物品、役務業務を追加するとともに、対応手続きの明確化
R5. 2. 1	入札談合等関与行為防止マニュアルの策定	入札及び契約適正化の手引きに物品・役務業務を追加するとともに内容を充実して名称変更
	不当な情報提供要求等対応要領の制定	業者からの不当な情報提供要求等を抑止し、公平性・透明性を向上

イ 建設工事・測量、建設コンサルタント業務等に関する制度

時期	内容	
R3. 5. 17	予定価格の事前公表	秘密情報の漏えい防止のため予定価格を事後公表から事前公表へ改正
	積算内訳書の内容確認の強化	適切な積算を行わない業者の排除のため、積算内訳書の比較分析による確認強化
	変動型最低制限価格の導入	入札後にランダム係数を乗じての最低制限価格の設定による秘密情報の漏えい防止
R3. 12. 1	来課記録簿の試行導入	疑念を持たれない体制づくりとして、来課した業者との対応内容等を記録
R4. 4. 1	一般競争入札の全面実施	透明性・競争性・公正性を高めるため、一般競争入札を全面実施
R4. 10. 1	入札結果の更なる公表	工種ごとの平均落札率、業者ごとの受注割合を公表し、透明性を確保
R5. 2. 1	入札談合等関与行為防止マニュアルの策定	入札及び契約適正化の手引きに物品・役務業務を追加するとともに内容を充実して名称変更
	不当な情報提供要求等対応要領の制定	業者からの不当な情報提供要求等を抑止し、公平性・透明性を向上

なお、このうち、「来課記録簿の試行導入」については、契約監理課が入札契約事務を行う物品・役務業務等¹⁴においても実施されている。

(3) 今後の実施が検討されている取組

ア 誓約書の徴求

競争入札に参加する者が入札に参加する際に提出する添付資料については、告示¹⁵により定められているが、現在、誓約書等は添付資料として挙げられてい

¹⁴ 物品購入のうち、郵便切手、はがき、印紙類、美術品、国及び地方公共団体から調達する物品のほか市長が認めたもの以外のものは、契約監理課が入札契約事務を行っている。役務業務等のうち、公共施設の管理（植栽管理、消防設備、昇降機）で競争入札に付するものは、契約監理課が入札契約事務を行っている。

¹⁵ 令和4・5年度に前橋市が発注する建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（前橋市告示第676号）、令和4・5年度に前橋市が発注する測量、建設コンサ

ない。

今後、添付資料として「談合を行わないこと」等を記載した誓約書を挙げる制度の導入が検討されている。

イ 入札監視委員会の強化

前橋市には、入札及び契約手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、学識経験を有する外部の者5名で組織される前橋市入札監視委員会が設置されている。しかし、同委員会の所掌事務は、現在、建設工事及び測量、建設コンサルタント業務等の入札契約手続に限られており、物品・役務提供業務等の入札契約手続は含まれていない。

今後、同委員会の所掌事務の範囲を、物品・役務提供業務等の入札契約手続にまで広げることが、現在検討されている。

2 前橋市の取組に関する検証

(1) 現在導入されている取組、制度について

コンプライアンスに関する取組及び制度は、制度としては十分に整っており、全職員が前橋市コンプライアンス行動指針を理解し、その他コンプライアンス体制を認識していれば、その効果が期待できるものと考えられる。

また、予定価格を事後公表から事前公表にした上、条件付一般競争入札を全面的に導入したなどの前橋市の制度改革の取組は相当程度充実したもので、元課長補佐事件及び前副市長事件発生の要因の一端をなくすものであり、再発防止のための取組として一定の評価をすることができる。

その他、元課長補佐事件を受けて導入された制度については、制度が導入されてからわずかな期間しか経過しておらず、その効果を検証できるだけの資料は揃っていないが、制度改革の方向性として誤りはないものと考えられる。

(2) 現在導入が検討されている取組、制度について

このうち、「談合を行わない」旨の誓約書の徴求については、当たり前のことではあるものの、関係業者の自覚や遵法意識を高めるための取組として有用なもの

ルタント業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札に関する者に必要な資格等について（前橋市告示第675号）、令和4・5年度に前橋市が発注する物品の購入及び製造並びに役務等業務の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について（前橋市告示第563号）

と考えられる。

また、入札監視委員会の所掌事務の範囲拡大の検討は、現在同委員会の監視対象となっていなかった物品・役務提供業務等についても同委員会の監視対象として公正性の確保、客観性および透明性の向上を図るものであり、評価できる。

(3) 前橋市の取組に関する意見

しかしながら、疑念を持たれないための体制づくりとして試行導入されている来課した業者との対応内容等を記録する「来課記録簿」については、職員を対象にしたアンケートの結果から、必ず記録している者が多数ではあるものの、時々記録しているだけの職員、全く記録していない職員も多数存在している実態が明らかとなった。また、他の職員が業者との対応内容を「来課記録簿」に記載していなかった状況を見たことのある職員も多くいた。

前橋市の取組、制度改革は未だ道半ばであると考えられ、これまでの取組が誤っているとはいえないが、実効性がありかつ継続可能な再発防止策を改めて検討する必要があるものと考えられる。

来課記録簿に関する職員アンケート結果

【来課者の記録の記載の頻度】

- ・必ず記録している 226人
- ・時々記録している 86人
- ・全く記録していない 34人
- ・その他（記録する機会がない、特定の相手方（業者、工事担当者等）の場合に記録している）

【他の職員が来課者に関する来課記録をつけずにいるのを見たことの有無】

- ・見たことがある 106人
- ・見たことがない 271人

【見たことのある回数】

- ・1回 6人
- ・2回～5回 34人
- ・6回以上 66人

3 再発防止に向けた新たな取組、制度の提言

(1) 来課記録について

前述のとおり、令和3年12月1日以降試行導入されている「来課記録簿」については、必ずしも記録が徹底されていないという実態が確認された。

その背景には、そもそもの必要性・効果に疑問を感じている職員が少なからず

いるということがある。

しかし、来課した業者の対応内容等を記録しておくことは、業者と職員が癒着しているのではないかという疑念を持たれないための体制づくりとして重要な制度である。また、しっかりと記録を残しておくことは、業者と職員との癒着が疑われるなどの不測の事態が生じた場合に当該職員を守る役割を果たすものでもある。

来課状況の記録を制度化することは、再発防止にとって必要なものであると考えられるため、現在試行中の「来課記録簿」に関する職員の意見を市において改めて確認し、現在の来課記録の方法を改めるなどした上で、本格導入を図るべきである。

また、本格導入にあたっては、その必要性・効果について、職員全体に周知徹底を図るべきである。さらに、市民が被害者である事件が起きたことを全職員が改めて自覚し、緊張感を持って再発防止策の実施を行うべきである。

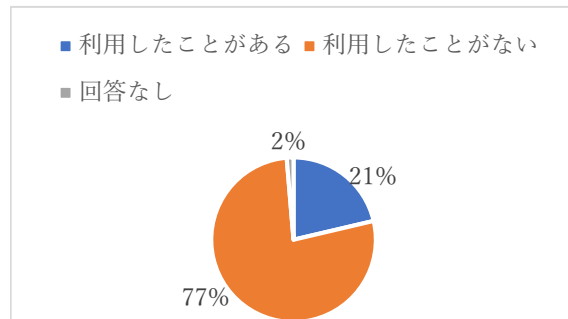
(2) 携帯電話の利用について

職員アンケートの結果から、約2割の職員が、令和4年2月以降も私用の携帯電話を業務で利用している実態が確認された。業務には職場の電話を使用すべきである旨の意見は、令和4年2月付で前橋市官製談合原因究明調査委員会

が市長に提出した「前橋市官製談合事件原因分析及び再発防止に関する意見書」においても、再発防止策の一つとして挙げられていたものである（なお、同委員会の委員長が逮捕された戸塚前副市長ではあるが、この意見そのものが誤っているものとは思われない。）。

戸塚前副市長が関与した事件との関係でも、私用の携帯電話を利用して公表前の予定価格を漏洩するなどしていたことが確認されているところであるが、私用の携帯電話を利用して市の取引相手である業者とのやり取りを継続することは、必要以上に業者と親密な関係になり、業者との癒着の温床になりかねないものであるといえる。

私用の携帯電話の業務での利用の有無



現在の前橋市における公用の携帯電話の配備状況は、配布所属職員数533名に対して配備台数213台と、その配備割合は40.0%にとどまっている（近隣の中核市に対する照会結果からして、その配備割合が低いとはいえない）。すべての職員に対して公用の携帯電話を配備することは、費用との関係から困難な側面もあると考えられるところ、夜間に市が発注している工事に問題が発生した場合や災害発生した場合などの緊急的な対応が必要となる場合には、職員が私用の携帯電話を利用して業者とのやり取りを行うことはやむを得ないものと考えられる。

現在、私用の携帯電話の業務仕様に関する統一的なルール設定は前橋市にはなく、また、近隣の中核市でも統一的なルール設定を行っていないところがほとんどなのである。

しかしながら、業者との癒着を背景とした官製談合等の再発防止の観点からしても、また、職員自身が業者から執拗に連絡をされて対応が困難になるなどの事態の発生を防ぐといった職員自身を守るという観点からしても、私用な携帯電話の利用に関する統一的なルール、ガイドラインを作成する必要は高いものと考えられる。

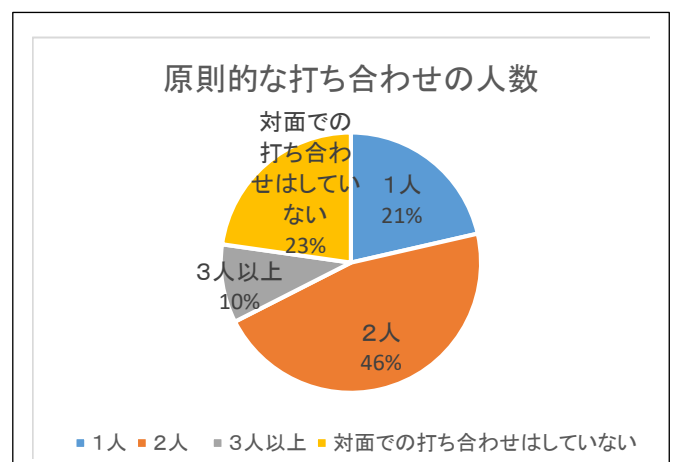
私用の携帯電話の利用は緊急時に限ることとし、利用した場合には報告する制度を導入するなど、私用の携帯電話の利用に関する統一的なルールの作成、導入を早急に行うべきである。

(3) 契約の相手方との打ち合わせ等の方法について

職員アンケートによれば、原則的な打ち合わせの人数を2人以上としている割合が半分以上ではあったものの、「1人」とする割合も21%と、5分の1以上にのぼっていた。

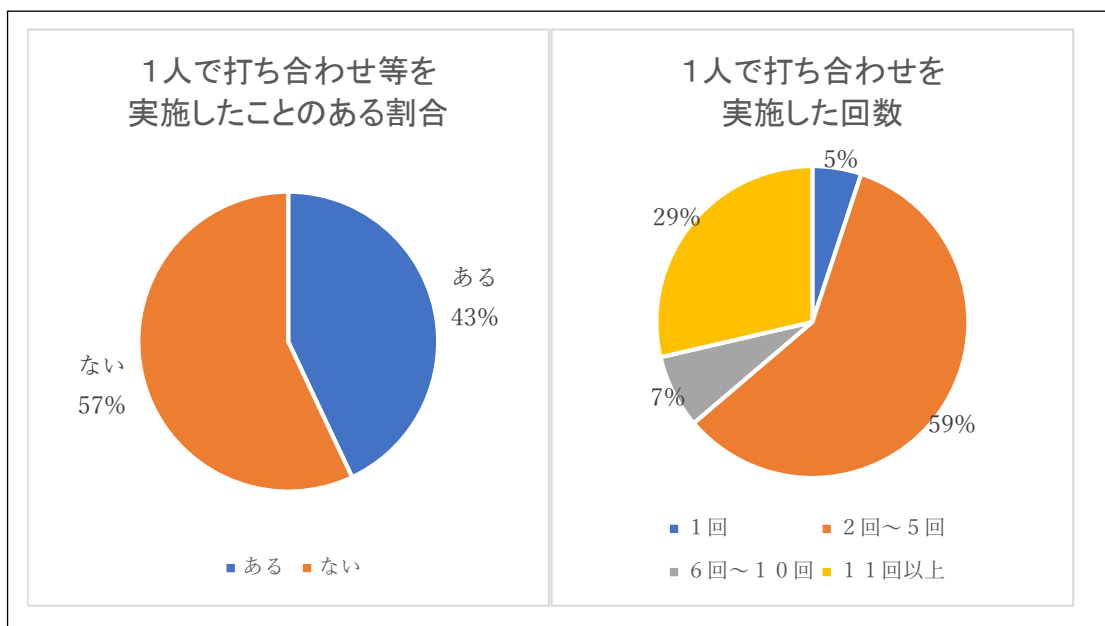
契約の相手方と打ち合わせを実施する場合、相手方と担当者との直接的なやり取りは、他の職員の目に止まらない形で行われることとなる。

人員の問題から1人で実施しなければならない場合もあり得るものと考えられ



るため、1人での実施を禁止する必要まではないと考えられるが、少なくとも、原則的な人数は、「2人以上」とすべきである。

また、各課においてそのような対応を実効的に行うことができるよう人員体制も整えるべきである。

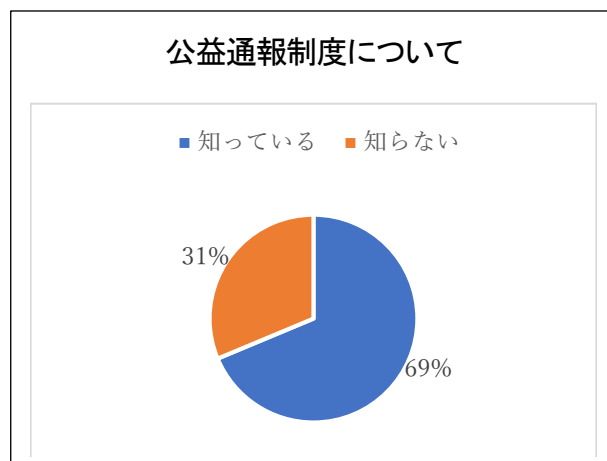


(4) 公益通報制度の周知徹底について

公益通報制度の周知及び利用促進の工夫の検討は、令和4年2月付で前橋市官製談合原因究明調査委員会が市長に提出した「前橋市官製談合事件原因分析及び再発防止に関する意見書」においても、再発防止策の一つとして挙げられていたものである（なお、同意見そのものが誤っているものとは思われないことは前述のとおりである。）。

しかしながら、当委員会が実施した職員を対象としたアンケートにおいても、公益通報制度を知っている職員の割合は、69%（前回調査時は59.9%）にとどまっていた。

また、言葉は知っているが詳しい内容については把握していないという職員



員、制度の存在を知っていてもどのように利用すればよいのか、具体的にどのよ

うなケースで利用できるのかを知らないという職員も存在している実態があった。

「前橋市の取組に関する検証」において前述したとおり、前橋市においては、コンプライアンスに関する制度は十分に整っているが、その効果が期待できるのは全職員がその制度を理解している場合においてである。そのため、公益通報制度に関しては、改めて即座に全職員に対して周知徹底する必要があるものと考え

る。

ただし、これまでのように、一律に行政管理課等から通知を全職員宛に発するだけでは、周知徹底が図られるとは思われないし、制度の具体的な利用法が全職員に広まるとは思われない。

周知徹底、利用促進に向けた具体的な方策、例えば他市等を含めた活用例を調査し、その調査結果を定期的に全職員に配布する、定期的な研修を実施する、定期的に周知に関するアンケート調査を実施する等の方策を検討し、実施すべきである。

(5) 研修の実施

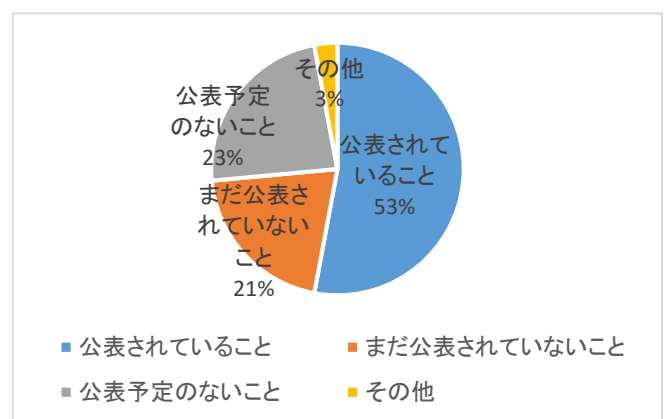
令和4年2月付で前橋市官製談合原因究明調査委員会が市長に提出した「前橋市官製談合事件原因分析及び再発防止に関する意見書」においては、再発防止策として、「職員向け」の研修を実施することが出されていた。

しかしながら、戸塚前副市長が関与した官製談合事件等は、末端で働く市職員ではなく、副市長という幹部職員が関与した事件である。刑事裁判の中では、公営企業管理者が予定価格を業者に漏洩していたかのような証言もなされている。

さらに、職員のアンケート結果からは、令和4年4月以降に、市議会の議員が職員に対して未公表の事項を尋ねる旨の連絡してきた例があったこともあきらかとなった。

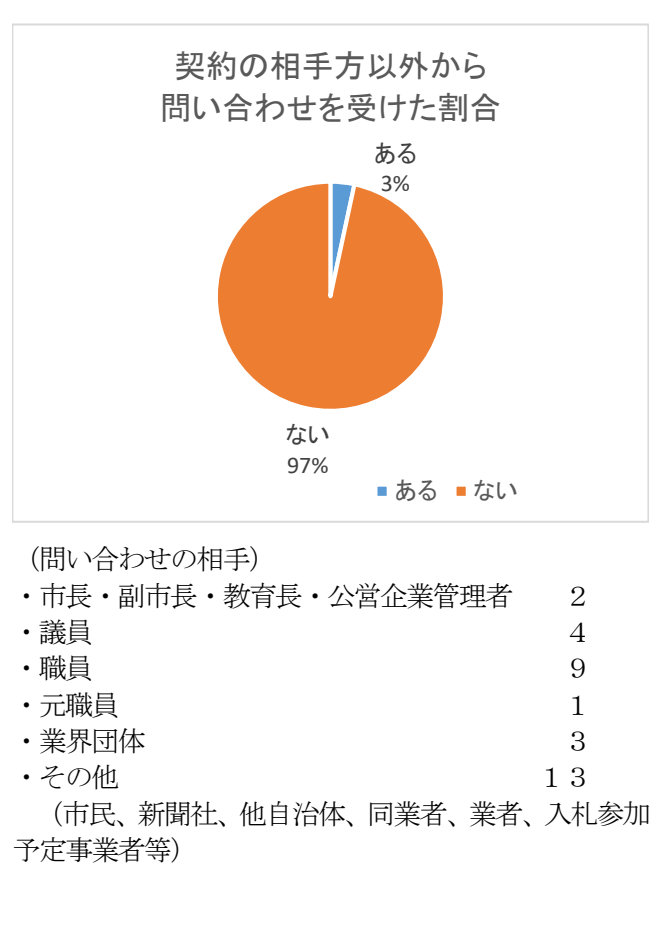
加えて、収賄の相手方であったbが、政治的な背景も踏まえて贈賄を行った旨刑事裁判の中で証言していることなどからすれば、一般の職員に研修を行う以上に、市の幹部職員や議員等に対する研修等を実施することが再発防止のた

契約の相手方以外から問い合わせを受けた内容



めには重要であるといえる（bの発言の真偽は不明であり、データ上、市長選の前後を通じて指名回数に変化がないことは当委員会の調査により確認できたが、市と取引を行っている業者がこのような意識・感覚を持っていたこと自体が問題である。）。

また、このような研修は、単発的に行うのではなく、継続的に実施していくことにより、より一層の再発防止の効果や遵法意識が高まるものとする。



第4章 今後の予定

今後、戸塚前副市長に対する裁判が終了し、裁判記録の閲覧が可能になり次第、同資料等を検討した上で、最終報告をしたい。